

使用済みリネン類の取扱いに関する「暫定指針」の廃止について（お知らせ）

令和5年5月1日

一般社団法人日本リネンサプライ協会

4月27日、厚生労働省は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについて、5月8日に季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」に移行することを正式に公表しました。

協会は、令和2年4月7日、新型コロナウイルス対策の一環として実施される宿泊療養事業に伴ってホテル等から発生する使用済みのリネン類の取扱い等について、『軽症者等に係る宿泊療養』の措置に伴うリネン類の取扱いについて（暫定）」（以下「暫定指針」という。）を公表し、協会としての基本的考え方を広く周知したところですが、今回の措置に伴い暫定指針は廃止することといたします。

暫定指針では、新型コロナウイルス軽症者・無症状者が使用したリネン類については、原則として、全て廃棄処分するとしておりましたが、今後は、使用済みリネン類を回収し、洗浄したうえで納品するという通常の取扱いができることとなりますので、御了知ください。

（補説）暫定指針を公表するに至った背景

① 新型コロナが、令和2年2月に「指定感染症」（1類～3類相当）に指定された（後に「新型インフルエンザ等感染症」（2類相当）に位置付けられた。）ことから、医療法上、病院等から洗濯を受託できる寝具類について、病院等で消毒されたもの以外は、受託できないことになった。

（注）後に、医療機関において、医療提供に支障が生じるような「やむを得ない場合」には、消毒を行わずに洗濯を外部委託できるとの通知が発出された。）

② 他方、ホテル等の宿泊施設において感染が疑われる宿泊者のリネン類は、医療リネンに準じて扱う旨の厚労省の通知が出たが、ホテル等は医療機関と異なり一次消毒の設備がなく、未消毒のリネン類が工場に持ち込まれることが懸念された。

③ さらに、国内の感染拡大に伴う医療体制の逼迫のため、全国で軽症者等の宿泊療養事業が始まることとなり、感染者が使用したリネンが一次消毒されないままリネン工場に搬入される事態が不可避となった。

④ このため、ホテル等及びリネンサプライ会社の作業従事者の生命と健康を守るとともに、懸念される風評被害の発生を予防する観点から、新型コロナウイルス軽症者・無症状者が使用したリネン類については原則として、医療廃棄物として全て廃棄処分とした。